

平成24年12月7日

保護者様

赤穂市立赤穂中学校  
校長 西川 祐二

インフルエンザ等による出席停止期間の基準の変更について

厳冬の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本校の教育にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成24年4月1日の学校保健安全法施行規則の一部改正により、インフルエンザ等による出席停止期間の基準が変更になりました。

つきましては、下記の病気に感染した場合は、新基準をもとに、主治医が記入した登校許可証明書を必ず提出していただきますようお願いいたします。

なお、登校許可証明書の用紙は、学校よりお渡しします。

記

髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

インフルエンザ：発症したあと5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、（おたふくかぜ）かつ、全身状態が良好になるまで